

社会福祉法人うしおだ 2026 年度 事業計画

2026 年 3 月 17 日
社会福祉法人うしおだ 理事会

はじめに：

2023 年度より、法人グループとして、①法人グループ第 6 次総合計画の具体化（介護事業拡大に向けた介護職の確保と養成）、②講師を担う職員の成長を目的に介護職員初任者研修（旧ヘルパー2 級講座）を開催してまいりました。4 期開催し、受講生 36 名、修了者 21 名、常勤 3 名、非常勤 4 名、県連内他法人 2 名の採用に結びつきました。

2026 年度は、事務管理者、施設長の交代があります。引き続き、後継者の育成、介護職の確保と育成が課題となります。うしおだグループの長期計画（第 6 次総合計画・後期計画 2025～2028 年）及び当法人の中長期経営計画（2025～2035 年）の策定、課題の実践を進めます。これらの課題を具体化するために、例年同様以下の 4 つの重点課題を設定し、「2026 年度事業計画」を策定します。

社会福祉法人うしおだ 理念

「人が人として尊ばれ、誰もが平和憲法の下で平等に、しかも、誰もが安心して住み続けられる地域社会の実現のために、より多くの人と手を握り、共同の輪を広げていく」

社会福祉法人使命（社会的責任）

- ①社会福祉事業を中心とした福祉サービスの供給主体の中心的役割を果たす。
- ②地域における公益的取組により、制度の狭間にあるものを含めたさまざまな福祉需要にきめ細かく対応する。
- ③地域からの信頼を得るため、透明性かつ信頼性の高い法人運営を行う。

社福)うしおだ中長期経営計画（2025～2030 年）
うしおだ G・第 6 次総合計画（～2028 年）
全日本民医連第 45 回総会方針（～2024 年）

外部環境の変化

- ①2027 年介護保険制度改正・第 8 期介護保険事業計画策定
- ②2040 年問題・全世代型社会保障改革
- ③貧困の全世代化・生活問題の複合化・世帯化
- ④認知症施策推進大綱策定・法制化
- ⑤地球環境問題・想定を越す自然災害の発生
- ⑥事業継続計画の充実

2026 年度・重点課題

1.利用者に対する重点課題

- 1)人権の尊重
- 2)サービスの質の向上（感染症対策への理解）
- 3)地域との関係性の継続・促進
- 4)生活・利用環境の向上

2.社会的使命を果たす上での重点課題

- 1)地域における公益的な取組みの推進
- 2)信頼と協力を得るための情報発信
- 3)平和憲法を守り社会保障を充実する運動の推進
- 4)うしおだ総合ケアセンター方針の推進
- 5)共同組織・支える会との協力協働
★まちづくり委員会への参加

3.人材育成に関する重点課題

- 1)法人グループと連携し、民医連・法人理念を推進・継承する人材確保と育成
- 2)やりがいの持てる職場づくり
- 3)専門職としてのキャリア形成及び処遇改善
- 4)外部環境の変化に対応できる能力づくり

4.法人・事業運営に関する重点課題

- 1)コンプライアンスの徹底
- 2)ガバナンスの維持・向上
★役員改選
- 3)健全な経営及び財務規律の堅持
★中長期計画の実践
- 4)管理者・職責者のマネジメントスキル向上

1.利用者に対する重点課題：民医連の介護・福祉の理念にもとづき、利用者の人権を尊重した活動を行います。

1) 人権の尊重：利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供します。

- ①本人、家族の意向に沿った支援が継続して提供できるようプランを立案し実践します。また、入所者さん個々に見合う個別ケアを行えるよう、ケアカンファレンスを実施し、実践に対する評価・修正を行います。
- ②法人グループ内における医療連携を強化し、感染症対策を踏まえた健康管理を行えるようにします。
- ③入所者の栄養ケアや口腔ケアが行えるよう、うしおだ診療所とともに多職種と協働して医科・歯科・介護連携を具体化します。
- ④介護保険報酬改定の動向を注視し、加算の算定を通して質の向上、医療との連携強化をはかります。
- ⑤精神障害者グループホーム「地域連携推進会議」を開催します。

2) サービスの質の向上：感染症対策への相互理解を深め、利用者の立場に立った安心・安全で、適切なサービスを提供します。

- ①新興感染症発生時の事業継続計画(BCP)について、国や自治体方針、協力医療機関の動向を踏まえ、さらなる充実・見直しを行います。
- ②感染対策委員会を中心に、各事業所における感染防止策の検討・検証を実施します。
- ③利用者意向調査を実施し、業務改善を図ります。

3) 地域との関係の継続・促進：利用者が生活するうえで、地域住民との関係が継続・促進されるように支援を行います。

- ①町内会への取組みや祭礼、地域清掃にも積極的に参加します。
- ②天候、感染状況に配慮しグループホーム入居者による地域小学生への登下校見守りを行えるよう援助します
- ③事業所における消防訓練については、地域住民の皆さんと協力しながら行います。
- ④地域の居宅介護支援事業所と合同事例検討会を企画、開催します。

4) 生活環境・利用環境の向上：施設管理を適切に行うと共に、防災対策等にも取り組み生活・利用環境の向上に取り組めます。

- ①法人グループ災害対応マニュアル検討PJに参加し、各種マニュアルの更新、運用上の物品等の整備、机上訓練を実施します。
- ②事業継続計画(BCP)について、国や自治体方針、協力医療機関の動向を踏まえ、さらなる充実・見直しを行います。
- ③災害対策計画に基づき、地震・火事・洪水等を想定した消防・避難訓練を行います。また、災害時事業継続計画(BCP)の見直し、防災備蓄品のさらなる整備・更新を行います。
- ④横浜市水害個別避難訓練計画モデル事業に参画します。
- ⑤社福ビルのLED化を実施します。その他、修繕計画づくりを進めます。

2.社会的使命を果たす上での重点課題：地域の実情や利用者のおかれている実態と生活要求から出発し、民医連の社会福祉法人としてふさわしい活動に取り組めます。

1) 地域における公益的な取組の推進：地域における様々な福祉・生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協同を図ります。また、既存の制度では対応できない公益的な取組を推進します。

- ①地域包括支援センターや自治会、民生委員の方をはじめ、地域の多様な団体と「安心して住み続けられるまちづくり」について協力・協働を図ります。
- ②地域包括支援センターケアマネ連絡会に参加します。
- ③認知症キャラバンメイト連絡会に参加します。
- ④鶴見区グループホーム懇談会、横浜市高齢者グループホーム連絡会に参加します。
- ⑤うしおだ診療所が主催する「健康まつり」、「思い出喫茶菜の花」、「認知症症例検討会」に参加・支援します。
- ⑥生活困窮者に対する「独自減免」を随時行います。

2) 信頼と協力を得るための情報発信：非営利法人として国民の信頼と協力を得るために積極的な情報発信に取り組めます。

- ①法人・事業運営及び財務情報など、公表が必要な情報について情報公表システムに掲載します。
- ②法人ホームページに各事業所の取組みや利用案内を掲載するなど、地域に開かれ、選ばれる事業所となるよう情報発信を行います。
- ③事業所自己評価や第三者評価の結果等について、法人ホームページで公表します。
- ④介護・福祉サービス情報公表制度に適切に対応します。
- ⑤運営推進会議を定期開催し、運営状況や取り組みを報告し、地域住民等の意見を事業運営に反映させます

3) 平和憲法を守り、社会保障を充実する運動の推進：民医連綱領・法人理念を実現するための運動に取り組めます。

- ①全日本民医連第47回定期総会方針の学習、憲法・人権学習を推進します。
- ②介護保険制度改悪の中止、介護報酬引き上げ、大幅な介護職員の処遇改善、制度の抜本改善を現場から訴えます。ケアする人、ケアを受ける人がともに大切にされる制度・社会の実現を目指すケアウエーブとして、大きく広げていきます。
- ③介護保険請願署名活動、民医連国会行動（議員要請行動）、自治体への要請行動に参加します。
- ④平和行進、神奈川民医連ピースフェスティバル等、憲法改悪阻止、核廃絶・平和を守る取り組みに参加します。

4) うしおだ総合ケアセンター方針の推進：うしおだグループ全体でまちづくりに関する課題に取り組めます。

- ①「うしおだ診療所認知症症例検討会」の運営に協力し、定期的に症例提供を行います。
- ②海側地域事業所で企画運営するうしおだ健康まつりに職員が参加します。
- ③うしおだ診療所で開催する「認知症カフェ」の運営に参画します。

5) 共同組織との協力協同：安心して住み続けられるまちづくりの課題に共に取り組みます。

- ①友の会の「暮らしとからだ」の手配布をはじめ、会員拡大や出資金の応募に協力します。
- ②共同組織拡大強化月間に取り組みます。

3.人材育成に関する重点課題：法人理念を実現するため、福祉人材の育成・確保・定着に取り組みます。また、福祉人材の地位向上・処遇改善に向け運動します。

1) 民医連・法人理念を推進・継承する人材育成と確保：民医連活動・法人理念を発展・継承するために、うしおだグループと連携した人材育成・人事配置を進めます。

- ①法人グループ間の異動を円滑に進めるため、労働時間の統一化を検討します。
- ②うしおだグループ及び法人の委員会活動を通じて、各職員が組織運営や組織理念の実現に主体的な関わりを持ちます。
- ③うしおだグループ制度教育への100%参加保障、職場会での学習会の充実等、民医連・法人の理念、評議員会方針等について学ぶ機会を保障します。
- ④介護・福祉人材の確保について、看護・介護職員確保プロジェクト（看護職・介護職確保対策委員会、介護職育成委員会）に参加し、うしおだグループと共に取り組みます。また、看護学校実習生の受け入れを行います。
- ⑤うしおだ介護職員初任者研修を年1回開催します。引き続き修了者へ採用に向けたアプローチを行います。
- ⑥中長期計画に基づく採用計画を策定し、計画的な人員確保を行います。
- ⑦求人広告の効果的な活用、法人ホームページ求人欄の工夫など、採用応募数を増やすための取組みを進めます。
- ⑧全日本民医連、神奈川民医連学術運動交流集会の演題発表を各事業所で行います。

2) やりがいの持てる職場づくり

- ①労働関係法令を遵守するとともに制度改正に迅速に対応します。
- ②個別研修計画の充実・外部研修の参加機会拡充等の処遇改善に取り組み、職員の定着を図ります。
- ③労災対策、ハラスメント等の防止対策を適切に行います。
- ④民医連総会方針で提起された、『育ちあいの「職場づくり」に必要な8つの視点』、『健康職場の5つの視点』を基本とした職場づくりを進めます。そのために業務基準・会議規程等の改訂・新規作成を進めます。

3) 専門職としてのキャリア形成及び処遇改善

- ①介護・福祉職員キャリアパスシートを用いた育成・評価を行います。また、職員個別研修計画に基づいた研修の実施により、職員の専門知識や技術の向上を図ります。
- ②新しい時代に向けて専門職部会が果たすべき役割についてあらためて検討・議論を行います。
- ③今後の事業展開踏まえた人材育成の視点から、資格取得・研修修了支援に取り組みます。
- ④希望する職員について、法人の基準に則り、非正規から正規雇用や無期雇用への転換を進めます。

4) 外部環境の変化に対応できる能力づくり

- ①民医連新聞を活用し、社会情勢を学ぶ環境を整え、職場会等での知識の向上を図ります。

4.法人運営に対する基本姿勢：非営利法人に求められる透明性のある組織構築を行い、地域に対して積極的な情報発信をすることで地域と共に歩む活動・事業運営を行います。

1) コンプライアンスの徹底：社会福祉法、介護保険法、障害福祉法はもとより、法人の理念や諸規定、社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。

- ①グループにおける運営相互点検活動などにより、各種法令の順守に努めます。
- ②補助金、交付金、運営費について適切に申請するとともに、その執行についても法令に基づき適正に行います。
- ③法人・事業運営の変更及び介護・福祉報酬の請求に必要な届出を漏れなく行います。また、そのための仕組みの運用と見直しを適宜行います。
- ④顧問弁護士、顧問社労士との連携を強化します。
- ⑤介護保険、障害福祉サービス事業所の指定更新申請に対応します。

2) ガバナンスの維持・向上：非営利法人に求められる公正かつ透明性の高い事業運営を可能にする組織体制を構築します。

- ①定款・定款細則に基づき、理事会、評議員会、監事による相互けん制機能を発揮できるよう組織統治を行います。
- ②小規模多機能こすもす及び認知症・精神障害者グループホームに設置している運営推進会議を定期的で開催し、地域住民等の声を事業運営に反映させます。精神障害者グループホームでは、当事者、家族の参加も追及します。
- ③精神障害者グループホーム地域連携推進会議を開催します。

3) 健全な経営及び財務規律の堅持：適正かつ公正な財務管理を行い、信頼性の高い事業運営を行います。

- ①他法人の鶴見区内の精神障害者グループホームの事業譲渡を検討します。

- ②財務指標に基づく四半期ごとに経営分析を行い、法人全体および各施設、各事業所の経営を適切に把握します。
- ③中長期資金計画を踏まえ、2026年度は、現預金の期末残高約2.5億円（月商倍率8.7倍）、経常増減差額目標▲9,830千円、当期資金収支差額4,124千円を予算目標とします。
- ④引き続き社会福祉法人会計基準及び、法人経理規程・経理規程細則に基づく正しい会計処理を行います。
- ⑤役員報酬基準の公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止に対する点検・確認を適切に行います。

4) 管理者・職責者のマネジメントスキル向上：法人理念実現のため、管理者・職責者はリーダーシップを発揮するために必要なスキルを獲得し、諸課題に取り組みます。

- ①管理者・職責者は内部・外部研修を通じて、マネジメントスキルの向上に努めます。

以上